

No. 14

制 度 名	文化財等整備費補助	主管課名	文化課・ 有形・無形文化財 G		
		問合せ先	029-301-5449		
目的・趣旨	国・県指定文化財の適切な保存、管理及び活用を図り、文化財保護の充実に資するため、文化財の保存修理等の事業を補助する。				
<p>[対象団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財の所有者等（非営利法人、管理団体及び個人） ・県指定文化財の所有者等（市町村、営利法人、非営利法人、管理団体及び個人） <p>[対象事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財（建造物、美術工芸品、有形民俗文化財、史跡）の保存修理事業 ・県指定有形文化財（建造物、美術工芸品等）、県指定史跡等の保存修理等 <p>[補助要件等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 国庫補助採択事業のうち、緊急性の高い事業 ・県指定文化財 前年度からの継続事業及び緊急性の高い事業 <p>[対象経費]</p> <p>対象事業の実施に要する経費（設計監理委託料、工事請負費等）</p> <p>[補助限度額等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 1件あたりの補助上限額 10,000 千円まで ・県指定文化財 原則として、事業費が 1,000 千円未満の事業は補助対象外 <p>[経費負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 補助対象経費から国庫補助額を除いた額の 3 分の 1 以内 ・県指定文化財 					
区 分		国	県	市町村	その他
① 事業主体が市町村の場合		—	1/3	2/3	—
② 事業主体が営利法人の場合		—	1/3	1/3	1/3
③ 事業主体が非営利法人若しくは個人の場合		—	1/2	1/4	1/4
〔4年度当初予算額〕 43,800 千円		〔4年度補助対象団体〕 9 団体			
〔備考〕					